

平成25年第3回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成25年9月18日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 散 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	9月20日 午前10時00分		
	散 会	9月20日 午後2時38分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	石 川 清 友	9	山 城 太
	3	内 間 利 三	10	玉 城 克 義
	4	久 田 浩 也	11	東恩納 寛 政
	5	與那嶺 篤 哉		
	6	座間味 薫		
	7	山 内 聰		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	2	石 川 清 友	3	内 間 利 三
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	住 民 課 長	山 城 徳 男
	副 村 長	大 城 清 紀	福祉保健課長	島 袋 輝 也
	総務課 長	島 袋 隆 則	総務課主幹	當 山 清 巳
	教 育 長	新 城 敦	会 計 管 理 者	與那嶺 敏 秋
	学校教育課長	田 港 朝 津		
	社会教育課長	上 間 恒 章		
	建 設 課 長	金 城 正 明		
	経 済 課 長	小那覇 安 隆		

平成25年第3回今帰仁村議会定例会

議事日程第3号

平成25年9月20日（金曜日）

1. 開議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

○ 議長 久田浩也君 ただいまの出席議員は11名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)

日程第1. 昨日に引き続き「一般質問」を行います。

順次発言を許します。5番 與那嶺篤哉議員の発言を許します。5番 與那嶺篤哉議員。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時01分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時02分)

5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 平成25年9月定例議会におきまして、先に通告してありました一般質問を行いたいと思います。

質問事項1、村営住宅入居者の校区と行政区について、若者世代では経済的に厳しく共働きが多く、住宅費が重くのしかかっている状況で、村営団地の建設が若者の村への定住を促すものと期待しています。平成24年度に計画された村営仲宗根団地で12戸の建設が行われていますが、地番は天底区となっているが、校区、行政区はどのようになるのか。これは入居者が抱える不安でもあります。行政としてどのような考えか伺います。

質問事項2、茸生産出荷施設の管理運営について、今帰仁村茸生産出荷施設の問題で、議会で議論されてきました。平成24年2月臨時議会では、契約書の不適切な履行や変更契約及び事務処理等の一連の不祥事を厳しく受け止め、村長、副村長の給料の減額までし、そのとき村長は深く反省をし、今後は職員と一体となって、緊張感ある仕事、村民の目線に立った行政運営をしっかりとやっていきたいと言っています。しかし、現在でも問題点は何ひとつ解決されていないのでしょうか。そこで次の点について伺います。

1、今帰仁村茸生産出荷施設貸付契約書等に基づく、管理運営協議会の適切な運営がどのようになっているか。2、同契約書の適正を欠いた変更契約はどのようになっているか。3、経営監査は実施されているか。4、今帰仁きのこ園が設備投資した9,700万円の精査を平成24年3月31日までに報告するとのことでしたが、精査されているのか。5、村は、なぜ第2生産出荷施設貸付契約書を解除したか。6、第2生産施設貸付契約書解約合意書(覚書)について、以上の6点について村長の見解を伺います。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時05分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時05分)

教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまの村営住宅入居者の校区と行政区についてお答えいたします。

仲宗根団地の校区についてお答えいたします。今年の3月の定例議会で與那嶺前学校教育課長が答弁いたしました。教育委員会としましては、住民基本台帳の住所により小学校ごとに通学区を設け、就学すべき学校を指定しております。しかし、仲宗根団地の地番が天底となっておりますが、周辺地域の状況から今帰仁小学校校区と設定いたしました。

教育委員会で就学校を指定していますが、家庭の事情により保護者の申し立てによって就学校の変更が認められる場合もございます。その場合、教育委員会で検討し決定をしています。

教育委員会といたしましては、子供たちによりよい教育環境を整備したいと考えております。具体的には当該学年の児童数の関係で単学級か2学級になるボーダーラインの場合、全体の利益を考え、就学校の変更は認めない方針としております。

行政区については、村長よりお答えいたします。以上です。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えいたします。

行政区についてであります。小学校区域内の1つの行政区の中に建築されたことから、入居者から行政区加入の相談を受けて指導助言したことはありません。字行政区への加入は通常、行政区長の説明等により入居者自身が意思決定をしていると理解しています。

しかし、地域によっては複数の行政区が隣接し、かつ住宅が混在するような特定の場所にあつては、就学時に今回のような課題が残ることは十分考えられます。

基本的にはPTA活動や子供会行事・字行事等を考慮しますと、通学区域内に建設された村営住宅は通学区と行政区は重複することが望ましいと考えますが、入居者から相談があつた場合は、児童生徒のよりよい教育環境に配慮し、入居者の意思も尊重しながら字行政区長や教育委員会と連携して対応していきたいと考えています。

次に、茸生産出荷施設管理運営協議会の運営についてお答えいたします。今帰仁村茸生産出荷施設の設置及び管理運営に関する条例第3条第2項に基づく、茸生産出荷施設管理運営協議会は、平成25年3月14日に開催しております。

甲及び乙より選任された監査役による平成24年度決算監査が終了しておりますので、平成25年度の同協議会の開催を予定していきたいと考えております。

2、変更契約について、1 平成23年6月10日付け、農業生産法人有限会社今帰仁村きのご園と締結した「今帰仁村茸生産出荷施設貸付契約書」を村主導で作成した契約書（A）に変更するために、まず、先行して、第2施設の契約を契約書（A）で締結し、その後、第1施設は、第2施設の契約との統一を図る予定でありました。そこで、平成24年7月2日に決定した茸第2施設の管理予定者（ベストマッシュ）と契約書（A）に基づき、契約交渉を重ねてきましたが、同年12月には、契約合意に至ることができず、交渉を終了しております。2 平成25年1月18日付け、契約書（A）に基づき農業生産法人株式会社マッシュファームなきじんと締結した今帰仁村茸第2生産出荷施設貸付契約書との整合性を図るため、1の今帰仁きのご園に協議の申し入れておりますが、残念ながら実現しておりません。

3、経営監査について、今帰仁村茸生産出荷施設貸付契約書第6条に基づき、甲及び乙より選任された監査役によって、平成25年4月22日に監査が実施されました。

4、9,700万円の精査について、今帰仁きのご園から提出された9,700万円の機械設備増設工事台帳の精査については、相手からの詳細な資料提供がなく、確認されておりません。

5、今帰仁村第2茸生産出荷施設貸付契約書の解約理由について、平成23年5月30日付けで締結した今帰仁村第2茸生産出荷施設貸付契約書は、本村議会におきまして、同契約の締結の過程で、村内の法人を対象にした同施設の管理者を公募すべきであったとの強い要望があり、そのため、村民の意見が代表され

る村議会の意見を尊重することが重要であることに加え、村民を主体とした組織体制、及び管理運営の強化を図るため、同契約を甲（今帰仁村）・乙（農業生産法人株式会社ベストマッシュ今帰仁）が合意解約しました。

6、当該契約の解約合意書（覚書）について、前記理由に基づき、平成23年11月22日付けで、双方合意のもとで解約合意書を締結しました。

覚書について、同契約の解約については、乙側に契約の債務不履行がないことや、解約相当の瑕疵が見当たらないこと、また、甲側からの解約申し入れであったため、乙側の契約以前の状態に戻す原状回復を担保するために覚書を締結しました。

同覚書の締結に当たっては、弁護士とも十分な相談のもと実費補償にとどめております。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 村営住宅の件ですが、今、答弁書によると、今帰仁校区ということですが、天底校区、今帰仁校区、それぞれ児童数は何名ですか。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質問にお答えします。

今帰仁小学校区が全児童数で283名、天底小学校区165名になっております。今帰仁小学校につきましては、各学年とも2クラス、天底小学校については、各学年1クラスになっております。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 その中で校区外児童は何名ぐらいいますか。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質問についてお答えします。

今帰仁小学校区では、指定外から4軒、5名の児童生徒がおります。それから天底小学校については、2軒、4名の生徒がおります。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 もう一度、確認したいんですが、手元の資料では天底小学校区が8名、今帰仁小学校区では11名の校区外の生徒がいると思うんですが、もう一度確認をお願いします。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまの報告は校区外から各学校へ通っている子供たちを指しているつもりです。平成23年度中に申請された子供たちを報告しておりますが、手元の資料の中では…。休憩をお願いします。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時16分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時17分)

学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 先ほどの報告を訂正いたします。

今現在では、今帰仁小学校区には校区外から5軒、6名、天底小学校区には2軒、4名というふうを確認しております。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 自分の手元の資料によりますと、天底小学校1年1名、2年1名、4年1名、5年2名、6年3名の計8名が天底小学校校区外です。今帰仁小学校では天底5名、上運天3名、渡喜仁2名、与那嶺1名、11名が校区外という形になってはいますが、再度確認します。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時18分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時19分)

学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 先ほど答弁した中で、私の聞き間違いで申し訳ございませんでした。先ほど報告した資料の中では、平成24年度中の校区外の申請に基づいて報告しておりますが、その中には小学校6年生などの対象がおりまして、既に今年の4月に中学校に上がって、今現在の人数から修正になる部分がございますので、改めて集計し取り直せば報告できると思いますが、今、集計し直す時間がないので、お詫び申し上げます。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 9月現在の資料を小学校からもらってきましたが、今帰仁小学校で11名、天底小学校で8名の校区外児童がいるわけです。それを教育委員会がわからないということ自体、おかしいんじゃないかなと思っておりますが、教育委員会で申請が上がって審査しているはずですが、それが校区外認定を受けているはずですが、今帰仁中学校跡地にできる団地でも、希望すればどこにでも行けるということを言っているわけですね。自分が希望すればどこにでも行けると言っているように聞こえるんですが、要するに家庭の事情により、保護者の申し立てによって就学校の変更が認められる場合もありますと、要するに入る人はどこを選んでもいいということですか、お伺いします。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまのご質問にお答えいたします。

どちらも選べるということではなくて、基本的には今帰仁小学校校区ととらえております。ただ、家庭の事情により、内規によって精査するという必要がございますので、自由に選べるということではありません。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 地番が天底でありながら、校区は今帰仁小学校区だと、要するに行政は仲宗根行政区だと、行政区が仲宗根行政区であるから、今帰仁小学校だという見解でよろしいですか。再度伺います。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまのご質問にお答えいたします。

そのようにお考えになってよろしいかと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 学校数の少ない、児童数も少ない字で、こういう形で村営住宅が建設されるのであれば、そういう問題は起こらなかったのかと思っております。呉我山にすれば、児童数が2人しかい

ません。要するに今帰仁小学校の283名の児童数があるわけですよね。そこに児童数がまた多くなると、行政の果たす役割は、本当にこれでいいのかと思ったりもしますが、村長の見解をもう一度伺います。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

これまで村営住宅は、校区ごとに建設するというところでやってまいりました。一通り校区については適切に村営住宅が建設されていると思っております。今回、北部連携促進事業の中で建設されているわけですが、用地として有効活用という中で、旧今帰仁中学校跡地の用地を活用したほうが良いということで、現在の場所に決定いたしております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 用地を有効活用であるということではありますが、地域均等な形で見れば、呉我山、運天、上運天地域にも、そういう住宅があつていいのかなと、また建設するのであれば、そういう地域に建設してもらいたいということを要望します。

次に行きます。茸生産出産施設の管理についてですが、1点目に管理運営協議会の開催は、第1施設ですか、第2施設ですか伺います。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えします。

開催しました管理運営協議会は第1施設についてでございます。第2施設については、平成25年1月18日に契約しまして、今、着々と量産体制という状況で、決算期を迎えてはいませんので、第2施設については、それを受けての開催になろうかと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 開催がされたということではありますが、議事録の請求をお願いしたいと思いますのですが、よろしくお願ひします。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時25分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時25分)

5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 後で議事録の資料の提出をお願いしたいと思います。

監査も行われたということではありますが、監査終了後に同協議会が開催されると思われるんですが、今年は何月頃を予定していますか。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えします。

開催時期につきましては、日程等を勘案しながら、適切な時期に開催していきたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 管理運営で、今帰仁きのご園が9,700万円の設備投資をしたんだと、その精査

は平成24年の3月までに報告するというものであったわけですが、精査がされてないと、9,700万円もかけているんでしたら、固定資産税は村として取っているわけですか。答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時28分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時28分)

住民課長。

○ 住民課長 山城徳男君 先ほどのご質問にお答えいたします。

固定資産税の件でございますが、第1施設につきましては、施設そのものは村の公有財産でございますから、建物・設備等については基本的には課税はされません。しかしながら、その後に付加した、あるいは追加した設備等につきましては、固定資産税の中の償却資産税が課税されます。これにつきましては過去5年間の償却資産というかたちで納付済みでございます。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 9,700万円の資産に対しても納付済みだということで理解してよろしいですか。

○ 議長 久田浩也君 住民課長。

○ 住民課長 山城徳男君 これは9,700万円を投じた設備投資に対して、その金額に相当する償却資産税が課税されたというわけではございません。申告に基づいて付加、あるいは追加した設備等々の価格に対して、必ずしも9,700万円と一致するのではないと理解しております。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 村は9,700万円を認めてないわけですよね。課税されてないということですよ。そういう理解でよろしいわけですね。

○ 議長 久田浩也君 住民課長。

○ 住民課長 山城徳男君 ご質問にお答えいたします。

9,700万円の設備投資をした個々の設備等が、具体的に9,700万円に一致するものではないということではございまして、申告に基づいて、諸々の設備の価格が申告されてきますので、それに課税をされているということではございます。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 9,700万円の請求をされているわけですが、その事実がないということではありますが、村長、これはどういう見解ですか、伺います。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど住民課長からもありましたように、償却資産の課税については課税分は払われていると、そして9,700万円そのものではないということでもあります。申告されているのは違うと。例えばの話、投資したのと、リースとか、そういうのも含めてなのかなというふうに理解しております。ただ、先ほども答弁したように、詳細な資料の請求を要求しておりますが、まだ提出されておられません。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ **5番 與那嶺篤哉君** これは去る平成23年の7月に行われた協議会の中で、設備工事台帳のとおり設備投資をして、管理運営に努力しているのを理解しておりますという形で、村当局は協議会の中で認めているわけですね。要するに平成23年の7月7日に設備投資されているのは認めているわけですよ。なぜ課税もしないんですか。これは立ち入り検査するなり、精査して、この金額は妥当なのか。なぜ9,700万円を請求されているのか。村が払うのであれば、開示しますとか…。

○ **議長 久田浩也君** 休憩します。 (休憩時刻 午前10時33分)

○ **議長 久田浩也君** 再開します。 (再開時刻 午前10時33分)

5番。

○ **5番 與那嶺篤哉君** そのような強行的な請求がなされていると、要するに村当局が全額持つのであれば、その9,700万円の精査もいたしますということで、当社側から言われている。自分の施設であるのに、精査もできない村当局の姿勢、再度、村長、どういうことなのか答弁を求めます。

○ **議長 久田浩也君** 村長。

○ **村長 與那嶺幸人君** ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

9,700万円投資したということにつきましては、先ほど申しあげましたように、リース等、直接投資したものであるということですが、今帰仁きこの園側は、引き継ぐときに前任者とは会社と今帰仁きこの園が交渉してやったので、当然、自分たちもそうしたいということで、引き受ける会社との話し合いで調整をしていきたいということですが、ただいまの質問のように、この件につきましては、村の施設でありますので、資料について説明できるようにということで文書で要請しているところでありますが、なかなか資料提出ができていないという状況であります。全て認めているわけではないです。

○ **議長 久田浩也君** 5番。

○ **5番 與那嶺篤哉君** この9,700万円は前に議会でも9,700万円の根拠を、ずばっと読み上げて説明した経緯があるわけです。9,775万円に当たるんだと、そのうちのどれをとってもリースはないですよ。要するに平成19年の4月から始まって平成23年の3月までの資料の中で、リースの事業は1つもないですよ。村長。今帰仁村の施設である施設を今帰仁村が精査できないということは、どういうことですか。この施設はその会社にあげたんですか。今帰仁村の施設ですよ。北部振興策で6億円もかけてつくった。でも今帰仁村の施設を今帰仁村が精査できない。これはどういうことですか。もう一度、答弁を求めます。

○ **議長 久田浩也君** 経済課長。

○ **経済課長 小那覇安隆君** ただいまのご質問にお答えします。

確かにこの9,700万円については、前から議論になっておりまして、まず、乙側からはこれだけ投資したというのをペーパーでもらいました。それについての根拠資料を提出してくれと、精査するための資料提出をしてくれということで、文書で依頼しましたところ、これは引き継ぐ段階にしか開示できないと、それか法廷の場とか、そういう返事でありました。引き継ぐのがきちっとすれば、開示してそれに対応するというところでございます。

そういう中でこれが確かにこの9,700万円そのものを村は認めているわけではございません。結局は、

これを開示してきちっと証明できないと、乙側の不利益になるわけです。そういう理屈があるものですか、そういうものがあって…。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時37分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時37分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 そういうことであります。また、6億円の事業の中で、9,700万円というのは、約1億円として割り算しますと17%、約20%付加したということを彼らが言ってきています。引き継ぐときに増設したその20%分をそのまま引き継ぎ者が引き継ぐ必要も何もないわけです。増設した20%は必要ないという場合は、持って帰ってくださいという議論もあるわけです。引き継ぐときにこの20%分を減価償却した段階で、きちんと精査するのであれば、引き継ぐということで対価として、乙側に支払いができるということなんです。何もその20%をずっと、私たちが引き継ぐ場合があっても、そう怖いことはないんです。その20%増設した部分は持って帰ってくださいという理屈も通るということなんです。そういうこともあって、そういうことは弁護士とも相談をしながらやっていますので、きちっと法に基づいて処理をしている状況の中で、ただ、大屋としておっしゃるとおり指摘のとおり、公有財産の中でこれだけのことをしたのなら、ちゃんと開示せよということは再三、村長からも申し上げていますが、なかなか実現していないということは、事務方としての今の状況でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 9,700万円かけたということを認めているわけじゃないですか。運営協議会の中で。なぜ精査できないんですか。その話は次回にしたいと思いますが、早急に精査をして提示できるよなかたちで、今帰仁村が損害を被らないような形で精査を早急に進めてもらいたいと思います。

それから次に、変更契約についてですが、平成23年の6月10日付けに農業生産法人今帰仁きのご園と締結しております。その解約理由の中に、今帰仁村出荷施設及び管理運営に関する条例に基づき、締結したとあります。村長、行政運営の中で、自分たち法律は条例だと思っております。法の下で行政運営が確実になされていくと思いますが、この条例を遵守して村の行政運営をするのは、当たり前のことだと思いますが、村長、その見解を伺います。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時41分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時41分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 先ほど9,700万円当局は認めたんじゃないかということですが、まだ精査されておりませんので、これを認めているというわけではございません。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時43分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時43分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えいたします。

今帰仁村第2茸生産出荷貸付契約書の解約理由についてでございますが、先ほどもありましたように、

この契約については村内の法人を対象にした同施設の管理者を保護すべきだということで、ずっと議員の皆さんとお話し合いをしてまいりました。そういう意味では、議会の意見も尊重することが重要であるということで、村民を主体とした組織体制及び管理運営の強化を図るために、農業生産法人株式会社ベストマッシュと合意解約をいたしました。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 今後の質問に関わってきますので、確認していきたいと思います。村の行政運営は、法の下で行政運営されているんだと理解しております。自分たちの生活も法の下だと、条例が村の線引きだと思っております。村長、その見解は条例に基づいての行政運営を行うということで間違いないですよ。村長に見解を伺います。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えいたします。

村の行政運営につきましては、当然、条例を基本に村政運営を進めるというのが普通だと思っております。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 条例に基づき行政運営が行われるんだということではありますが、今帰仁村茸出荷施設の管理運営に関する条例で、第2茸出荷施設の管理運営条例に基づき、締結したという形でありませんが、今帰仁ベストマッシュは、株式会社ですよ。平成23年にその契約書が締結されています。その時、株式会社です。構成員も村内の方、農家の方は誰一人いないです。施設及び管理運営に関する条例の管理第3条の項目で、施設を利用することができる者（以下「利用者」という）農業協同組合、農業協同組合連合会、農業生産法人、農事組合法人であり、その構成員が5戸以上とする。ただし、当該区域または事業の実情に即し、必要と認められる場合は3戸以上とするという3条があります。なぜ、ベストマッシュ今帰仁が契約できたんですか。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えします。

ご質問の趣旨としましては、登記上は農業生産法人と名乗っていないが、契約で農業生産法人としたということですが、それについては条例云々というご質問だと思いますが、まず、結論から申し上げますと、条例違反には当たらないと考えております。その理由といたしまして、まず、農業生産法人ということの定義は、農地法第2条で定義されております。農業生産法人とは、形態、これは非公開株式会社であるとか、事業が農業関連事業をすると、3構成員が農業者等が占めると、役員は過半が農業者という4点が農地法第2条で規定されております。ただし、現在の農業という定義が、広がってきています。なぜかと申し上げますと、野菜工場とか、農地を利用しない農業という場合には、その4点を具備する必要はないと、これはこの関連の上部団体とも確認はしております。そのような農業生産法人株式会社が農業生産法人を冠に名乗るかどうかは、これは商号（屋号）の問題であると、中身というものではないということでもあります。

また、登記の関係機関に問い合わせ、その農業生産法人を冠にするか云々ということについては、特に

問題はないと、遡っても登記できるということをお聞きしております。

また、先ほど議員からありました今帰仁村茸生産出荷施設の設置及び管理に関する条例第3条第2項によりますと、この条項では村長は、農業生産法人等に生産出荷を貸し付けることができるとあり、農業生産法人に類似する法人も包含されるということでございます。その中で第3条2項アで例示をしているにすぎません。

今まで申し上げました3点を勘案しましたところ、それについては私どもも法律の専門家ではございませんので、その専門家に意見を聞きながら、このような考えをまとめているような状況です。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 この定義に沿って仕事するのが当たり前ということを村長は言っていましたよね。農業生産法人であると、それを具備しなくても、後でやればいいと、自分が建設業で登記して、建設をとりたいたいから、入札入れてくれというのと一緒の見解じゃないですか。後でやってくれと、事業するまでに名義が変わればいいという判断でやったわけですか。条例には1つも書いてないですよ。農地法の何条にという話はないですよ。この条例に基づいて契約したわけですよ。この条例であれば、契約できないはずですよ。株式会社ですよ。これでも条例違反じゃないということですか。答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 農地法云々と書いてないと言いますが、農地法は農地法第2条で規定される生産法人なら、条例には書いてありませんが、農業生産法人の定義を申し上げているんです。定義とはなんぞやという話を聞いてください。農地法から言わせると、今は農業生産法人の具備をしなくても株式会社でも農地を貸し付けることができるように農地法自体…。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時52分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時52分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 農業生産法人で農地を利用しない農業生産法人というのは、その4点を具備する必要はないということです。株式会社ベストマッシュで、農業生産法人というのは、冠をつけるかどうかというのはまた別の問題で、その中で事業の目的が茸栽培とか、そういうものは具備する必要があります。ただ、これを押し通しているわけではないので、法律がそうなっているわけですから、それで名乗るか、名乗らないか、法人の商号(屋号)の問題であるということがありますので、その辺を理解していただきたいと思います。それは人それぞれの個人の意見がありますが、法律というのは、個人の意見を超えるものがありますので、その辺はよろしくお願いします。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 契約したときは平成23年の6月10日ですよ。農地法の拡大解釈したのはいつですか。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えします。

そのときに契約したのは、平成23年5月30日に契約しております。その解釈については、そういう疑義

が生じた中で精査した状況です。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 平成23年5月30日時点で、この条例に対して違反じゃないということの説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えします。

先ほどの答弁と同じようになろうかと思いますが、農業生産法人については、先ほども申しあげましたように、農地法第2条で規定されている農業生産法人でございます。それには先ほど申しあげた4点の制約がございます。ただし、その4点を満たす必要がないのは、農地を利用しない。野菜工場等々がそれに当たるといってございます。そのような中で、株式会社が農業を営めないかというわけではございません。定款なり、登記の中で、具備しないでも、農業生産法人として農業はできるということです。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時56分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時58分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問に住民課長から補足説明をさせたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 住民課長。

○ 住民課長 山城徳男君 ただいまの質問に農地法関連の件について、私から補足したいと思います。

與那嶺議員がおっしゃるとおり、お互いの今帰仁村茸生産出荷施設の設置及び管理に関する条例第3条において、村長は必要があれば公共的団体農業協同組合、または農業生産法人等ということで、「等」が打たれております。これも国の所管庁からの設置要綱に基づいて、この条例を作っているようなものでございますが、その中で具体的にアで農業協同組合、農業協同組合連合会、農業生産法人、農事組合法人というふうに農業生産法人等については、農業生産法人と農事組合法人という形で列挙しております。

そこで、農業生産法人というのは、先ほど経済課長からもありましたように、農地法の所管するものがあります。どうしてもここで言う農業生産法人というものを説明するには、農地法を基本としなければ、基づいて説明しなければなりません。

そういうことで農業生産法人というのは、農業を行う場合、農地等を利用して経営を行う法人、それから農地等を利用しないで経営を行う法人と、この両方を総称して農業生産法人と呼んでいると農地法では説明しております。

そうすると農業生産法人というものの、この法人というのは具体的にどういう名称、会社の形態があるかということ、農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社及び株式会社ということで、会社の名称として5つの種類が定められております。

そういう中で、今回の茸生産出荷施設については、これは農地を利用しないで経営を行う法人に当たるといって理解できます。また、その証拠にお互いの条例の中のアの中に農事組合法人というふうに位置づけされております。そうするとこれをよく調べていくと、農業生産法人には2号法人と、1号法人があります。2号法人については、確か農地を利用して、実際に農地を耕して農業を経営する農事組合法

人、そして1号については農地を利用しない共同施設利用など、そういったものを行う法人も入っているわけでございます。

そういうことからしても、農業生産法人というのは、農地を利用しない農業経営の場合も当然含んでいるわけですから、国の要綱の趣旨も必ずしも農地を取得する法人というふうに限定しないということが解釈できると、これは法律的専門家もそういう解釈であります。

そういうことから、今回の契約については、農地を利用しない施設、農業経営という茸生産施設の利用でございますので、これは会社の定款がございます。それから設立登記簿、これにおいて絶対要件としては、事業目的、これにおいて農地法に定める農業経営に関する事、もちろんこれについては附帯する事業等も含めてでございますが、茸生産に関する事項を記載するという事、それからもう1つは、株式譲渡の制限、いわゆる農業経営を行う法人については、株式については、株式の譲渡を売買するということとは禁止されるという観点から、その2点が大きな絶対条件となっているわけでございます。そういった登記がされている以上は、実体としては農地法に定める農業生産法人ということで解釈できるということで、法的見解においても、これについては条例に違反しないという結論でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 合意解約をしたと、今の説明であれば、合意解約をする必要もなかったんじゃないですか。法人格を持たなくても運営できるという話であれば、合意解約しなくてもよかったんじゃないかということになりますよね。なぜ合意解約したんですか。こういう見解の中で。

その合意解約する中で、農事法人じゃないということで、結局、農事法人に変えなさいという指導は村がしているわけですよね。要するに第1回目の公募のときに、乙より公募の取り下げをしたときに、平成24年2月20日に、農業法人じゃないから取り下げしてくれと、そのときになぜ社名変更する必要もないんじゃないですか。農業法人じゃないから。この定義でいくと、株式会社でも契約できるという中で、なぜ取り下げさせるときに、農業法人に社名変更してくれという形で変更させていますよね。その変更手続きの費用も今帰仁村は持ってくれということで請求されていますよね。こういう定義だったら、変更する必要もなかったんじゃないですか。答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えします。1点目は解除理由ということですが。解除理由は、本村議会からの強い要望があって、それは村民の声ということで、当局もとらえて解除に向かったということです。

それで1回目の公募のときに、農業生産法人という冠をつけさせるということは、応募要件の中に例示されております。応募要件の中で応募するときは、無くても最終的に、いついつまでに農業生産法人とできるかということで、応募要件がございます。そしてこのとき2社が応募しております。今帰仁村内の業者ですね。その公平性を保つために、その冠をつけなさいということでありましたが、期限までに、紛らわしくないようなきちっとした登記ができなかったものですから、下ろしていただいたと、公平性を保つためでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 次に、山城 太議員の発言を許します。9番 山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 平成25年9月定例議会に当たり、先に通告しました点についてお伺いいたします。

1点目に、地域おこし協力隊についてであります。地域おこしや地域などに興味のある都市部の住民を受け入れて、地域おこし協力隊員に委嘱し、隊員には地域おこし活動の支援や農林漁業の応援、住民の生活支援など「地域協力活動」に従事してもらい、あわせてその定住・定着を図る。このような活動を通じて地域活性化を目指す事業であります。村では、どうお考えか伺います。

2点目に、集落内には整備されていない生活道路があります。今後の整備計画はどのようになっていますでしょうか伺います。

3点目に、選挙執行時のポスター掲示場設置委託はどのようになっていますでしょうか伺います。

4点目に、観光振興についてであります。観光協会の支援、協力体制はどうなっているか伺います。

最後に、今帰仁村茸生産出荷施設についてであります。これまで幾度となく、質問した問題点の指摘に対し、現在の状況は。そして第2施設の合意解約時における覚書等について伺います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊については、総務省が取り組む「地域力の創造・地方の再生」の中の4事業の中のひとつと理解をしています。

事業の趣旨としましては、質問要旨のとおり都市住民を人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図り、都市住民のニーズにこたえながら、地域力の維持・強化にも資する取り組みを総務省が積極的に推進を図るものと記されています。

県内での事業導入状況は、現在、県と3市1村で取り組んでいます。村内においては村観光協会から提案があり先日意見交換を行いました。

財源については事業の制度上、従来の補助金・交付金とは異なり、総務省がその取り組み実績を事後に調査の上、財政上の支援は特別交付税で措置することになっています。また、従事する協力隊の支援期間は1年以上3年以下の期間となっており、定住・定着を誘因するには、行政としての中長期的な計画も必要と考えております。

事業導入に向けては、市町村で要綱を定めて募集し委嘱することになっており、観光協会のみならず、行政としても必要とする地域協力隊は、どの分野かを考慮して事業導入に向けて調査研究を積極的に取り組んでいきたいと思っております。

2の各区集落の道路整備についてお答えいたします。むらづくり交付金事業の事業内容についての地元説明会を終了し、各区より要望事項の提出をお願いしているところでございます。

要望事項の提出がそろった時点で精査し、各区と整備計画の協議を実施してまいります。本議会の補正予算に計上しておりますので、議決後「新規地区採択計画書作成委託業務」を発注し、整備計画を策定する予定であります。

次に、選挙執行時におけるポスター掲示場設置委託についてのご質問にお答えいたします。選挙時のポスターの掲示場設置委託については、この間、障害者支援の観点から社会福祉法人・今帰仁村社会福祉協

議会の「おとぼ学園」（現ソーシャルサポート・おとぼの杜）に委託されております。

次に、観光振興についてお答えいたします。平成24年2月20日設立された今帰仁村観光協会への支援としては、平成24年度村単独運営補助金250万6,300円、沖縄県緊急雇用対策事業を活用して支援した（地域資源活用観光ビジネス事業490万2,000円）、また、村の一括交付金事業を利用し支援した（民泊・体験型観光受け入れ基盤整備事業218万850円、合計964万5,850円の財政的支援を実施しております。

平成25年度も引き続き、単独運営補助金650万円（9月補正）と村の一括交付金事業で710万円、合計1,360万円の財政支援を予定しております。

協力体制としては、個々の案件ごとに、随時会合を持ち、協力体制を作り上げております。近々の協力例としては、今帰仁ハーリー大会や今帰仁村総合まつり、今帰仁・伊是名・伊平屋三村交流事業、グスク桜まつり等のイベント事業に関連した企画立案等に加わっております。

次に、今帰仁村茸生産出荷施設についてのご質問にお答えしたいと思います。これまでの指摘に対する現況について、これまで議会より指摘を受けました、第1茸生産施設については、現在の契約書の変更、今帰仁きのか園（乙）より資料提供等の課題が解決されておられません。

同課題の解決のためには、まず、乙との関係改善を図ることで、継続して協議の場を作っていくたいと思っています。

また、第2茸生産施設につきましては、当初の契約を解約し、地元の法人と村主導の契約書で契約し、量産体制が整いつつある現状でございます。

解約合意書について、今帰仁村第2茸生産出荷施設貸付契約書の解約理由について、與那嶺篤哉議員に述べたとおり、平成23年5月30日付けで締結した「今帰仁村第2茸生産出荷施設貸付契約書」は、本村議会におきまして、同契約の締結の過程で、村内の法人を対象にした同施設の管理者を公募すべきであった、との強い要望があり、そのため、村民の意見が代表される村議会の意見を尊重することが重要であることに加え、村民を主体とした組織体制、及び管理運営の強化を図るため、同契約を甲（今帰仁村）・乙（農業生産法人株式会社ベストマッシュ今帰仁）が合意解約しました。

覚書について、同契約の解約については、乙側に契約の債務不履行がないことや、解約相当の瑕疵が見当たらないこと、また、甲側からの解約申し入れであったため、乙側の契約以前の状態に戻す原状回復を担保するために覚書を締結しました。同覚書の締結に当たっては、弁護士とも十分な相談のもと実費補償にとどめております。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 休憩をお願いします。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午前11時16分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午前11時17分)

9番。

○ 9番 山城 太君 まず1点目の地域おこし協力隊についてですが、答弁のとおり、しっかり前進させていただきたいと思っております。その答弁で大体納得しております。

2点目の道路整備ですが、未舗装道路の場所はお年寄りの多い地域なんです。外出時、足下が不安定で

すと転倒して、事故やけがの元になりますので、できるだけ地域の雰囲気似合ったような道路整備を進めていただきたいと思います。答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

これまで村といたしましては、むらづくり交付金で3地区を区域を決めて、今、事業を進めております。そういう中で、大分整備もされていくのかと思っております。先ほど答弁して訂正したんですが、今泊、兼次、諸志区もむらづくり交付金の採択に向けて準備を進めているところであります。

先ほど議員から質問のありました各字に、まだ整備されていない箇所があるということを私も十分承知をしております。今後とも簡易舗装、村の一般財源を使って、随時整備をしていきたいと考えております。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 早急な対応をよろしくお願いします。

次に3点目の選挙執行時におけるポスター掲示場委託についてですが、現在、社協のおとば学園に委託されているようですが、そこが悪いという意味ではないんですが、昨今の村立小中学校、及び北山高校の児童生徒の多岐にわたる活躍が目立って、県内外の派遣が頻回に行われているわけです。そういった中で彼らの父兄というのは、その時期になりますと、いろんな募金活動を進めていくわけです。親の負担ももちろん大きいとは思いますが、それを踏まえて委託を社協限定ではなくて、各校、もしくは各クラブ、父母会も含めた相互協理解の下、各団体へ分担、輪番制でも構わないので、そういったものを進めてみてはいかがでしょうか。見解を伺います。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、選挙時のポスターの掲示場は、社協に行っておりますが、昨今、子供たちの活躍もめざましく、資金造成に苦慮しているのは十分理解しております。それで各団体に輪番制でという提案がございますが、やはり選挙委員会は、独立行政機関でございますので、そういう声もあるということで選挙管理委員会に申し伝えたいと思っております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 そういう案がうまい具合にいくように、ひとつよろしく願いいたします。

4点目の観光振興についてですが、常々、村長は農業と観光に力を注ぐとおっしゃっていますが、観光協会の方々と勉強会をすると、予算が余りにも少なすぎる。現在、1人でやっている状況なんです。1人では事務所にて留守番、電話番するしか方法はないわけです。依頼がありまして、もう少し、バックアップ、協力、そして村長のリーダーシップを発揮して、意見交換なり、もっと頻回にやっていただけないかなということがありましたので、お伝えして、村長の見解を伺います。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

私も常々、農林水産業と観光を結びつけた村づくりということで、いろんな政策を推進しているところ

であります。観光協会も平成24年2月20日に設立されていまして、いろんな意味で村と行政と連携をしながら、頑張っていると思っております。その中で、今、2人体制でやっております。村の財政も大分出しておりますが、一括交付金とか、そういう補助事業をもう少し活用できないかということで、担当にも指示をしておりますので、平成26年度につきまして、もっと良い事業ができないのかなということを考えているところであります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 次の質問に移りたいと思います。與那嶺議員も質問しておりましたが、茸生産出荷施設問題なんです。與那嶺議員と同じような内容なんです。9,700万円の説明が一切なされていないんですが、その中で、先ほど経済課長の答弁であったんですが、9,700万円投資したのを理解していないというふうに経済課長はおっしゃっていたんですが、平成23年7月8日、10時から11時の間、協議会が開かれた中で、前副村長は「機械設備増設工事台帳のとおり設備を投資をして、管理運営に努力していることを理解しております」というふうにおっしゃっているんです。この台帳の中の9,775万円、副村長は理解しているわけですよ。確認しているということですよ。それなのに、なぜ今、確認できてないとか、わからないとか、そういう発言をなされるんでしょうか。実際のところどうなんでしょうか。答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時26分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時26分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えします。

9,700万円についての増設台帳の提出は受けましたが、その詳しく精査するための資料は届いておりませんので、精査はされておられません。以上です。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 運営委員会の中の前副村長の発言はなんですか。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時28分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時28分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えします。

会議の議事録を先ほども見ましたが、その点は、その時点でも精査について公式には文書で相手側に精査するための資料を要求しておりますので、それは村としては認めているわけではございません。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時30分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時30分)

9番。

○ 9番 山城 太君 再度質問しますが、この運営協議会の中で、村長、大嶺前副村長、小那覇経済課長、林水畜産係の大城さん、きのこ園から丸野さん、伊藤さん、上村さん、森林整備保全課の吉田さん、

資源研究センターの伊藤さんの方々が出席された協議会です。その中で、前副村長は先ほどの発言をされているんです。それを否定する方は誰もいません。ということは、同席されている皆さん理解しているわけですね。どうお考えですか。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えします。

この会議録というのに対しては、反論がないんじゃないかということですが、逐次、会議録をとっているわけではなくて、要点筆記ということでやっておりますが、それに対して村の公式見解としましては、相手側にも文書できちっと精査要求をしておりますので、村としましては9,700万円の精査は、現在のところできておりません。以上です。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 この協議会は公式の場ではなかったということですか。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えします。

公式の場云々ということではございませんので、きちっとした協議会の中での発言だったと思います。ただ、その詳細について相手側にきちっとして、資料要求はしているような状況で、その中で増設台帳に対する明確なバックデータといえますか、根拠資料というのか、それは私のほうでは精査しておりませんので、そういう状況でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 まだ精査してないのであれば、早急にやるべきだと思うんですが、この台帳を持って、工場内立ち入り検査とかできないんでしょうか。答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時34分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時35分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えします。

9,700万円の現場踏査をできないかという話ですが、現場踏査しただけでは、なかなか証明できるものではございません。それに関する台帳を保管する、それを証明する資料の提出を受けながらじゃないと、難しいものがございます。先ほども與那嶺篤哉議員にも答弁しましたが、繰り返して申し訳ございませんが、村に引き継ぐときには開示するというので、その辺は押し問答しているような状況で、申し上げましたように、6億円の設備が、北部振興策で出来上がっております。それに9,700万円、約1億円の増設をしたと、いわゆる1÷6をすると17%、四捨五入して20%の増設をしたということでございます。

先ほども申し上げましたように、その20%も引き継ぐ場合には開示ということなんですが、開示を乙側に証明しきれないと、それを引き継ぐ必要も何もございませんし、先ほど申し上げましたように、必要がなければ、この20%は持ち帰っていただくと、原状回復をしていただくというのが原則だと思います。また、9,700万円の中に、現行の施設のメンテナンスがあるのかも精査しないといけませんので、その辺に関しましては、我がほうとしましては、不利益を被るからどうしてもということで、開示要

求する法的根拠も見出せないような状況でございまして、確かにこれは公的な施設ですので、大屋である今帰仁村は、当然、村長としても開示させて、私たちのほうで把握するのも当然のことでございます。ただ、相手側は、そういう状況の中で、なかなか厳しいものがございまして、それも資料の提示を受けながらじゃないと、現場踏査云々というのも価値あるものかどうかというのも判断がございまして、その辺も今、事務方としては、非常に苦しい立場でございまして、以上です。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 先ほどの質問なんですが、これをもって立ち入り調査とかはできないということですよ。その前に資料請求を運営会社に幾度かやっていますよね。最後に来たのが開示する考えは毛頭ありませんとか、一切見せませんという言葉が入っていたと思うんですが、いくら開示せよと送っても、見せないと言っているんですから、どうしようもないですよ。この状況がずっと続いているわけです。その辺、村長はどうお考えですか。見解伺います。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 第1きのご園と村との関係でございまして、先ほどからご指摘がありますように、なかなか話し合いがやりにくいような状況が続いております。そういう意味では、これまでも丸野社長と会ったり、電話でやりとりしているわけではありますが、お互いの考えの食い違いがあって、なかなかわだかまりがとれないということがあります。

そういう中で先ほど来話がありますように、第2茸園ベストマッシュとの解約の件が、1月からずっと今まで続いてきたというのもあるとあって、なかなか話し合いができるような状況ではございませんが、合意して和解をして、会社は別なんですけど、丸野さんとも会って、今のような状況を打開していきたいと考えております。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 今の現状を村長は打開したいといいますが、どういうふうな内容で打開するおつもりですか。第2施設のような覚書を作って、損失補償するようなたらめな覚書を作って和解するおつもりですか。具体的な和解案をお示してください。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

和解をするという、契約を解約したりとか、和解するという意味ではなくて、話し合いによってお互い今までいろいろ行き違いがあって、話し合いができるような状況でございませぬので、この第1きのご園の運営についてお話できるような状況を作りたいということでもあります。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 その具体策をお示してください。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 早目に丸野さんと日程を調整して、早い時期に会えるように最大努力をしたいと思います。と思っています。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 もう平成23年からずっと早いうち、早いうちに会ってとって、状況は前進してないですね。早いうちというのは、いつなんでしょうか。明確な日付をお願いします。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

なかなか話し合いが進まないの、いつ頃までにとすることは、非常に難しい。再三電話したり、会ったりしていますが、相手の言い分と村の言い分が、なかなか噛み合わないということと、これまでのいろんないきさつがありまして、丸野さんからは良い返事がもらえてないような状況がございます。だからそういう意味では、早い時期といえますか、連絡をとって会ってお話をしていきたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 早い時期、早い時期と、日付も設定されないまま、2年過ぎ、3年、4年経つわけですよ。本当にこの状況がどういう状況なのか。村長、ご存じなんですか。

先ほどから経済課長も言っているように、これは今帰仁村のものなんです。5番議員も言ったように、あの施設はみんなあげたような感じですよ。中身は。その辺、あの施設に対して、村長はどのようにお考えなのか。どうしたいのか。答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

今の状況がいつまで続くかということではありますが、運営はやられていると思っております。そして賃貸料もきちっと支払いしておりますし、雇用も確保されておりますので、私は今の会社と継続して運営させていきたいと、前の議会にも答弁しておりますが、ただ、ご指摘のように、村としての資料請求とか、そういうものについて、もっと前向きにできるような会社と信頼関係を築いていきたいということでもあります。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 質問は変わりますが、第2施設が運営操業されれば、第1施設の契約書もそれに伴い改定すると断言しておりましたが、現在、どのようになっていますでしょうか伺います。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えします。

ご指摘のとおり、第2施設の契約、この契約書自体は前からのお約束どおり、議会へ原案の段階でお示しして、その中で村主導で作った契約書でございます。それに基づきまして、本村の法人でありますマッシュファームなきじんと契約して、その後、ご指摘のとおり、第1も契約改定という段取りで、村長からも申し入れはしておりますが、具体的にテーブルについていただけないような状況で、今はそういう状況でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 いつ改定するんですか。変更するんですか。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

第2施設の契約をして、第1との契約を図っていききたいということを申し上げてまいりましたが、これにつきましては去年の7月からベストマッシュと第2工場の契約をやるために、12月まで続いております。その中でベストマッシュと契約を交わすことによって、第1施設とも契約ができるんじゃないかということを考えておりましたが、ベストマッシュとの契約には至らなくて、ベストマッシュなきじんと契約した関係で、これまで申し上げてきた1つの考え方が、なかなか実行されなかったということでもあります。そういう意味では、先ほども申し上げましたように、丸野さんと長い間のいきさつがありまして、お互いの通じないところもありますので、今後、会って、今の私の考え方も申し上げて、スムーズな関係を保つように努力していきたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時50分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時50分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 先ほどの答弁で間違いがございます。ベストマッシュと申し上げましたが、マッシュファームなきじんでございますので、訂正をしたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 村長、正直な話、契約書は変えられると思いますか。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

契約を変えられるかということではありますが、話し合いをして頑張っていきたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 再三話し合いを持とうと、こちらから問いかけても、協議の座に座ることもない人が、そういう話を受けると思いませんか。資料も一切出さない文言を書いた文書を送ってくる相手ですよ。三者協議の中では、一切口出すなど村に言っているんです。村長はそういった方と契約を交わしたわけですよ。向こうの有利なように、9,700万円投資したんだったら投資の分の固定資産税が全部入ってきて村益になるわけですよ。それも資料も出さない。再三にわたる請求に対しても出さないんでしょう。そういう方が村優位なような契約書に変更するとは、私は考えられない。契約を変えると断言しても変えきれないんじゃないですか。今の現状。それが村益にかなっているんですか。何を考えているか一切わかりません。向こうと本当に連絡を取り合って、情報交換しているのか不思議で、本気で契約書を変更したいならば、村の建物ですよ。次回、協議の場につかないのであれば、強制立ち入りするとでもいって、呼べばいいじゃないですか。向こうの施設は今帰仁村のものなんですよ。その辺は改めて答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

これまでずっと議会でも指摘されております。その間、村としても丸野さんと連絡を取りながらという中でやっておりますが、先ほどから申し上げていますように、なかなか厳しい状況だということは認識しております。ただ、いろんな課題がございますので、それを解決するには、会って話をする以外にはございませんので、先ほどから申し上げていますように、この話し合いの場を持っていききたいということであ

りますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 次に、第2施設の件に移りますが、合意解約を交わしたときの覚書ですが、それはいつ交わしたんですか。答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えします。

甲乙で合意解約に向けての日付は、平成23年11月22日でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 この覚書、大変申し訳ないんですが、経済課長は読み上げていただけないですか。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えします。

平成23年11月22日に締結されました解約合意書に基づく覚書について読み上げていきたいと思ひます。

覚 書

今帰仁村（以下「甲」という。）と農業生産法人株式会社ベストマッシュ今帰仁（以下「乙」という。）は、平成23年5月30日付け、今帰仁村第2茸生産出荷施設貸付契約書（以下「原契約」という。）の解約について、以下のとおり合意した。なお、代替契約書とは、同施設の新たな契約者（乙を除く。）をいう。

記

- 1 原契約に伴う（1）及び（2）の損害を甲が負担すること。
 - （1）代替契約者が決定した場合は、乙が原契約を前提に会社設立登記した日を明細別紙。
 - （2）原契約履行を前提に、平成23年4月1日より、代替契約者が決定するまでの茸第2生産施設運営のため、雇用する従業員1名の給与賞与。
- 2 甲は乙の従業員が代替契約者により、従来の乙との契約内容に準じて再開をされるよう努力することとする。
- 3 甲は乙に対し、第1項の損害につき、代替契約者決定後、30日以内に乙の指定する口座に振り込みにより支払うこととする。
- 4 乙は甲及び代替契約者に対し、乙と種菌メーカーとの間の試験栽培許諾契約書の解約に関する費用及び試験栽培用種菌費用を請求しないこととする。
- 5 原契約の合意解約に伴う精算は、上記条項により、全て終了するものとし、乙は今後、解約に関し一切の損害を賠償を請求しない。

以上を合意した証として、本証を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を所持する。

平成23年11月22日

- 甲 今帰仁村字仲宗根219番地
今帰仁村長 與那嶺 幸 人
- 乙 今帰仁村字仲尾次886番地1
農業生産法人株式会社ベストマッシュ今帰仁
代表取締役 伊 藤 武 子

次の添付資料としましては、経費、支払い一覧表になっております。以上です。

- 議長 久田浩也君 9番。
- 9番 山城 太君 経済課長、どうもありがとうございました。この内容について、質問したくて経済課長にお願いしましたが、これは損失補償しなさいということの内容ですが、今帰仁村は請求されていると思うんですが、いくら請求されて、払うお考えですか。払うのであれば、この覚書によって払わないといけないということだと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えします。

解約合意書に基づきまして、これまで1月からずっと乙側と弁護士を通しての交渉を行ってきました。その結果としまして、和解案を提示しております。和解案は作ってありますが、それについては議会に付すべき事件ということで、議会で可決することで完了するものと思っております。

金額は最終和解案で設立費用が44万8,180円、それから賞与・給与について293万7,263円、合計いたしますと338万5,443円。以上です。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 この338万円あまりの財源はどこからでしょうか。伺います。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えいたします。

支払いされる財源は一般財源から支払う予定でございます。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 第2施設に関して、平成23年11月22日に解約されていますが、その解約理由にはいろいろ書いていますが、具体的に条例に当てはまるのは何かありますか。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えします。解約の理由といたしましては、双務契約でございますので、解約におきましては、双方の合意の下での解約でございます。それは前から解約理由については答弁しているとおりでございます。条例違反云々で解約ということではございません。合意

解約書そのものは双方の合意で締結したということでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 条例の中に、その他管理上、村長は必要があると認めたときには、貸付を取り消したり、制限することができるんですが、それとは全く別の問題に当たるわけですよね。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えします。

ご指摘のとおり、今、ご指摘のあった条例に適用しての解約ではございません。双方の合意による解約についての合意締結でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 解約理由の中で先ほど条例違反はないということでしたが、平成23年12月13日の全協の中で、村長は条例違反を認めていますね。いまさら条例違反をしていないとか、まるっきりひっくり返すことは、行政の長たるもの、いかがなものかと思いますが、なぜ、そのときに条例違反ではない。諸々の説明をすれば良かったのではないかと思っております。そして先ほど、5番議員からの解約するは、どこにも見当たらないわけです。その悪い流れの中、338万円払う考えをされているんですよね。その諸々、村長はどうお考えですか。伺います。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えします。

解約につきましては、先ほども申し上げましたように、同施設の契約を反故すべきだという強いご意見がございましたので、村としては解約をするということに至りました。その中で同契約の解約については、乙側に契約の債務不履行がないことや、解約相当の瑕疵がないというふうに弁護士とも相談した結果、そういう状況がありまして、和解に応じた次第でございます。

○ 議長 久田浩也君 9番。

○ 9番 山城 太君 話は前後しますが、先ほど一般財源から338万円支払うと言ったんですが、なぜ皆さんの税金から払わないといけないのでしょうか。村長や関係担当者の勉強不足が招いた結果ですよね。第2施設の工場は、建設前は公募するとおっしゃっていましたが。その中、平成23年5月30日に、見えないところで契約されているわけです。こういう状況が、こういう状況を招いているわけですよね。338万円、特別職員の給与条例を変更して、村長がお支払いしたらいかがですか。時間がないので終わります。

○ 議長 久田浩也君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午後0時10分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後1時30分)

次に、東恩納寛政議員の発言を許します。11番 東恩納寛政議員。

○ 11番 東恩納寛政君 平成25年第3回定例会に際し、先に通告してありました一般質問を行います。

1点目は、今帰仁村第2茸生産出荷施設解約合意書に関わる損失補償額についてです。

①解約合意書及び覚書について、(1)解約合意書に締結に至る経緯について、(2)覚書について、(3)和解に至った損失補償額の明細について (4)平成23年5月30日付け貸付契約書の条例違反の可

否について、（５）村長独断による「解約合意書」及び「覚書」に係る損失補償額に関する村長の見解を問います。

２点目は、コンビニで各種証明書の取得の導入について。

②南風原町で県内自治体初の導入があったコンビニでの各種証明書の取得について、（１）土日深夜に関わらず各種証明書の取得がコンビニで実施できるかについて、（２）昼休みの窓口業務の解消について。

３点目は、古宇利大橋及び古宇利区内交通安全対策について。

③ワルミ大橋の開通以来、急速に交通量が増えた古宇利大橋及び古宇利区内の交通安全が住民の間で危惧されている。（１）ワルミ大橋の開通前と開通後の交通事故の現状について、（２）今帰仁村として交通安全運動を実施できないか。（３）古宇利区からの要望に対する対策について。以上です。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えいたします。

（１）解約合意書締結に至る経緯について、與那嶺篤哉議員・山城 太議員に答弁したとおり、平成23年5月30日付けで締結した「今帰仁村第2茸生産出荷施設貸付契約書」は、本村議会におきましては、同契約の締結の過程で、村内の法人を対象にした同施設の管理を公募すべきであった、との強い要望があり、そのため、村民の意見が代表される村議会の意見を尊重することが重要であることに加え、村民を主体とした組織体制、及び管理運営の強化を図るため、同契約を甲（今帰仁村）・乙（農業生産法人株式会社ベストマッシュ今帰仁）が合意解約しました。

（２）覚書について、同契約の解約については、乙側の契約の債務不履行がないことや解約相当の瑕疵が見当たらないこと、また、甲側からの解約申し入れであり、乙側の契約以前の状態に戻す原状回復を担保するため、覚書を締結しました。同覚書の締結に当たっては、弁護士とも十分な相談のもと、実費補償にとどめております。

（３）和解に至った損失補償額の明細について、①会社設立経費44万8,180円、②給与・賞与293万7,263円（平成23年6月から平成24年8月）合計金額338万5,443円であります。

（４）平成23年5月30日付け貸付契約書の条例違反の可否について。

イ「農業生産法人」について、農地法2条で規定される「農業生産法人」とは、①形態（非公開株式会社）②事業（主たる事業が農業又は農業関連事業）③構成員（農業者等決議権が4分の3以上）④役員（過半数が農業者）の4点について制約があるが、野菜工場等農地を利用しない農業は、上記4点の要件を満たす必要がないことから、このような農業を営む株式会社が「農業生産法人」を名乗るか否かは商号の部類であります。

ロ 商号変更について、登記の関係機関に問い合わせたところ、商号に「農業生産法人」を冠することは、単なる商号変更手続きであることから、さかのぼり変更が可能であることでした。

ハ「今帰仁村茸生産出荷施設の設置及び管理運営に関する条例」第3条第2項について、この条項によると「村長は農業生産法人等に生産出荷施設を貸し付けることができる。」とあり、農業生産法人に類似する法人も包含されるものと解釈できます。

以上、3点を考慮すると、条例違反には当たらないものと考えております。

(5) 村長独断による「解約合意書」及び「覚書」に係る損失補償額に関する村長の見解は、解約合意書については、本村議会におきまして、当該施設の管理については、公募すべきとの強い意見があったことから、村としては、村民の声であると受けとめて、解約を決意し、乙側へ解約の申し入れを行いました。

村長独断で、原契約の解約を実施したものではないことをご理解いただきたいと思います。

そこで、解約合意書を締結するためには、乙側に契約債務不履行や相当の瑕疵が認められないことから、原状回復を担保するために、覚書を締結しました。

また、ご質問の損失補償額の和解は、地方自治法第96条に規定されている議決事件であることから、議会で可決されることで、和解が成立いたします。

2、コンビニで各種証明書の取得納入について、(1)についてお答えいたします。各種証明書のコンビニ交付については、現在、全国で72市区町村が実施していますが、県内では初めて、南風原町が平成25年9月から実施しています。同町では、これまでも那覇市と共同で自動交付機を市内の商業施設等へ設置し、証明書交付サービスを実施してきていますが、今回のコンビニ交付の実施により、時間外交付、地域外交付に対応することが可能となり、住民のさらなる利便性の向上が期待されています。

さて、本村における各種証明書コンビニ交付導入については、導入に係る多額の事業費（既存システムの改修費及びランニングコスト等）や交付手数料の減収等財政上の課題を初め、特に各種証明書のコンビニ取得の際は、住基カードが必要なため、その普及率等々、費用対効果の面からも多くの課題が予想されます。

以上の観点から、導入に当っては、総合的かつ中長期的な視点に立って検討する必要があり、現段階では具体的導入については考えておりません。

次に、(2)についてお答えいたします。現在、村では村民サービスの向上のため、お昼時間（12時から1時）であっても、輪番2人態勢（住民課職員1人、各課長等1人）により、窓口（昼窓）を開設し、住民票の写し、印鑑証明書などの証明の発行、電話及び来客対応、諸税等の収納業務に対応しています。

窓口業務における村民サービスのさらなる充実を図るため、昼休みの窓口業務は、当面、引き続き継続していきたいと考えております。

昼休みの窓口業務解消の是非については、その昼窓設置の趣旨や経緯、評価等を検証しつつ、今後、各種証明書等コンビニ交付の導入について検討する際に、これらと並行して一体的に検討する必要があると考えております。

今後とも常に、村民の立場に立ち、一層きめ細かな村民サービスに努めてまいり所存であります。

次に、(1) ワルミ大橋の開通前と開通後の交通事故の現状についてお答えいたします。

平成22年12月にワルミ大橋が開通したことから、平成22年から平成24年の本部署管内、今帰仁村内及び古宇利区内での交通事故の状況を物件事故・人身事故に分けて説明します。

本部署管内の物件交通事故は、平成22年757件、平成23年752件、平成24年917件、そのうち今帰仁村内では、平成22年177件、平成23年218件、平成24年249件、そのうち古宇利区内では、平成22年55件、平成

23年70件、平成24年90件となっており、ワルミ大橋開通後の交通事故は、確実に増えている状況にあります。

本部署管内の人身事故は、平成22年66件、平成23年49件、平成24年55件、そのうち今帰仁村内では、平成22年8件、平成23年13件、平成24年10件、そのうち古宇利区内では、平成22年0件、平成23年0件、平成24年1件となっております。

(2) 今帰仁村として交通安全運動を実施できないかについてお答えいたします。

村では、春・夏・秋・冬と年4回の交通安全運動の期間を定め、交通安全運動を実施しております。その中で、交通安全啓発の広報活動を行っておりますので、広報活動の場所を国道を中心にワルミ大橋までと橋詰め広場から古宇利区内を重点ルートとして、広報活動を展開していきたいと思っております。

また、各字の区長とも連携を図り、区内へののぼり旗の設置及び交通安全友の会などの設立に向けて調整を行っていきたくと考えております。

さらに、本部署並びに運天交番所へも事故多発地点のパトロール巡回等を要請していきたくと考えております。

(3) 古宇利区からの要望に対する対策について。

要請のあった「古宇利区における交通事故及び安全対策について」は区民や観光客の安心・安全を第1に考え、重要な観光ルートであることから、本部署・交通安全協会・消防署等と連携し、最近の古宇利区内での交通事故の発生場所及び患者搬送状況の調査・確認を行い、問題点や課題について、区長及び区民とも共通理解のもとに、今後の対応について協議をしていきたくと思っております。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 ただいまの村長の答弁に対しまして質問をしたいと思っております。

まず、朝の5番及び9番の質問も同様なものがありましたので、重複するところもあるかと思いますが、もう一度、再確認をしていきたくと思っております。

1点目の合意解約書に至る締結の経緯ですが、今回の定例会の始まる前の全員協議会に、このように解約合意書というものを村長から提案されまして、それから考えてみたところなんですが、今日の答弁にもありました。どうして解約合意書ができたかということが、これに書いております。先ほどの答弁なんですが、解約の合意に至ったことはとして、「村内の法人を対象にして同施設の管理者を公募すべきであったとの強い要望があり」とあります。それだけではないと私たちは理解しています。それには書いてないんですが、書いてないところが朝の2人の質問の中にもありましたが、この解約合意書に至った合意書の中で、ベストマッシュという乙の会社が農業生産法人であったかどうか焦点になっていると思っております。私も、ある意味で異議を唱えたいと思っておりますが、まず、今帰仁村茸生産出荷施設の設置及び管理運営に関する条例の第3条には、その管理を運営する利用者の条件というのが書かれておまして、「施設を利用することができる者は、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業生産法人、農事組合法人であり、そして構成員が5戸以上、または3戸以上という条件だけが書かれております。

したがって条例に基づけば、これ以外の方が応募することはできないと私は理解しておりますが、この解約合意書にある株式会社ベストマッシュというものは、平成23年5月30日の現在では、農業生産法人で

はなかったと理解しておりますが、その点を確認しておきたいと思います。村長、その時点でのベストマッシュは株式会社ですか。それとも農業生産法人ですか。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えします。質問の趣旨は、平成23年5月30日に締結時のベストマッシュ今帰仁の契約のときには、契約書は農業生産法人株式会社ベストマッシュ今帰仁、当時の登記の商号は株式会社ベストマッシュ今帰仁です。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後1時46分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後1時46分)

11番。

○ 11番 東恩納寛政君 経済課長から答弁がありました。この契約書を締結したのは、平成23年5月30日です。この時点では農業生産法人ではないんですね。しかし、契約書は、原契約書のコピーですが、5月30日です。農業生産法人株式会社ベストマッシュ今帰仁と書いていますね。そしてこの解約合意書にも、このように農業生産法人と書いています。これは単純に言うと、この時点での公文書は間違いを書いているということになりますが、どうですか。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えします。確かに契約は農業生産法人株式会社ベストマッシュ今帰仁、登記の商号が株式会社ベストマッシュ今帰仁ということでございます。ご質問は、1と2は別の会社ではないかと、1は契約書には農業生産法人株式会社ベストマッシュ今帰仁、2は登記の商号としましては、株式会社ベストマッシュ今帰仁です。今のご質問は1と2は別の会社じゃないかということですか。1は契約書にあります農業生産法人株式会社ベストマッシュ今帰仁、2として登記の商号は株式会社ベストマッシュ今帰仁ということが、1と2は別の会社ではないかというご指摘ですよ。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後1時49分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後1時50分)

11番。

○ 11番 東恩納寛政君 何が言いたいかということ、管理運営に関する条例がありますよね。この条例に基づいて募集して、応募に当たるには、この中にあるように、4つの農業団体以外には応募できないんですね。にも関わらず、農業生産法人と書かれたのが出ているということです。この時点では、株式会社なんですよ。ただ、それだけを確認したい。本当の意味での株式会社ですよ。農業生産法人ではないということですよ。あとで商号変更していますでしょう。だから、これを認めてもらえればいいんです。この中で今帰仁村茸生産出荷施設の設置及び管理運営に関する条例で、公募したときの応募相手の株式会社ベストマッシュというのは、農業生産法人ではないけれども、応募したということになりますが、それは認めますか。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの質問にお答えします。今の点は5月30日の随意契約の話ではないわけですね。そのときは公募はしていません。それから公募に応じたときの話です。これについては公

募条件がございますので…。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後1時52分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後1時53分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ご質問にお答えします。

まず、今のご質問は第1回目の公募のことだと思います。そのときは申込期限が4月6日で、村内に事業所を有する農業生産法人、または平成24年5月24日までに農業生産法人の登記を見込める団体ということで公募をしてきております。そのときの条件と随意契約と整理して考えないといけないですよ。平成23年の5月30日の契約の件は、朝も申し上げましたように、農業生産法人については、農業生産法人を冠するかどうかは屋号の問題、商号の問題であるわけです。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後1時55分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後1時55分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 朝も話しました4つの条件を具備すれば、いわゆる名称は株式会社云々であっても、4つの条件を具備すれば、農業生産法人なんです。その農業生産法人というのは、何かというと、農地を取得したり、そういう場合に農業委員会に諮問し審査するわけです。ですから農地を要しないものは、要件は具備する必要もないわけです。その中で農業生産法人を名乗るかどうかが、それは屋号の問題であって、そのことで実体までも否定できるものではないわけです。私たちは法律の専門家ではないので、これはきちっと専門家にも問い合わせして、そういうふうに行っていると、朝も答弁したとおりです。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 同じことはいいです。何度も言うんですが、5月30日現在では登記上、株式会社だったところが、このようにして農業生産法人と書いているんです。今、言っているのは、農業生産法人でなくてもできると、今、株式会社だからということで、そんなことは聞いていません。平成24年の1月には、取り下げまでさせているんですね。どうして取り下げさせたんですか。理由を端的に。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 今は、また公募の話になっていますので、ご質問にお答えします。

公募時点では、きちっと3つとも農業生産法人ということで、公募しておりますし、その中でベストマッシュとマッシュファームと出たときに、それは公平性を保つためにも1点あります。そのときに事務方として登記しなさいと、そういう指導もしております。その中でできなかった点があったものですから、それは公平性を保つために辞退していただいたという状況です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 先ほどの話と全然違うんじゃないですか。公募する、しないに関わらず、屋号の問題だから、株式会社で農業していれば、4つの条件を満たさなくてもいいからと通したのに、わざわざ取り下げをさせて、公平性を保つと、説明すればいいことじゃないですか。説明すれば足りるんです

よ。公平性を保つというけれども、この中で言えば、何も農業生産法人でなくても、屋号だけの問題だったら、構いませんよと言えばいいことですよ。わざわざ相手を取り下げまでさせる必要ないじゃないですか。

この条件で、解約合意書に書いてある農業生産法人株式会社ベストマッシュ、これは公文書偽造に当たるんじゃないですか。なぜ聞いたかという、平成23年5月30日現在、その時点では、会社の名前は、株式会社ベストマッシュなんですね。登記上そうなんです。しかし、契約書には、農業生産法人とまで書いています。これは事実と反する、偽造されていると、故意ではないとして、もし、そうであれば、これは公文書偽造になるし、正式な契約書にもならないし、合意書にもならないと、そうなりませんか。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えします。

それに関しても、私どももおっしゃるとおりのことも法律の専門家とも話をしております。ただ、そのときにその契約書自体が無効じゃないかという論点ですが、そこで私どもは弁護士等々との話の中で、登記自体は、基本的には第三者への大綱要件、大綱要件という意味は、権利の取得、喪失、変更を第三者に主張するための必要な条件だと、登記自体は。実体とはどういうことか。実体とは別物であると、ですから契約した相手方の実体があるわけですから、それによって契約そのものが否定されるものではないわけです。いわゆる農業生産法人株式会社ベストマッシュ今帰仁と株式会社ベストマッシュ今帰仁というのが、それは同一の法人であるということでありまして、それではどう否定するか。これは屋号の問題ですから、実体というのはベストマッシュ今帰仁とあってあるわけです。だからそれで契約書は成り立つということなんです。これは私だけが見解しているわけではないですよ。それは私も素人ですので、法解釈については私が勝手に言っているわけではないというのを一言言っておきます。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 今、経済課長個人的な見解が入っていると思いますので、端的に言ってください。会社の登記もしていない会社が、農業生産法人株式会社ベストマッシュ今帰仁というのは、5月30日にはないんじゃないですか。会社名では、これ自体が公文書になるかどうか。この話は5月30日に契約して、11月22日に解約していますね。その間、持っているわけです。これはおっしゃるとおり法律の専門家が解釈すべき問題だと思うんですが、私が言っているのも一理あるのではないかということです。これは正式に言うと、偽造の要件に満たしていますよ。つまり、本来あるべきじゃない会社の名前を使って、いかにも管理運営に関する条例に合致していると思わせる偽造になるわけです。それを目的としているとすれば、偽造罪になるんじゃないかと思います。それも考えてから作ったのかどうか。

例えば、このアの中に、わざわざ利用者は何々の資格があると決めていますでしょう。この中になんていうんですよ、株式会社は。課長が言ったとおり、これは農業生産法人の中身の問題だということであれば、4つの条件を付ける必要はないじゃないですか。法人であればいいと、それで事足りるんです。誰でもいいんじゃないですか。農業生産法人じゃなくても。会社であれば。そこのところはもっと分かりやすく、何もこれが瑕疵のある偽造だとは言っていないです。そういうことも考えられるんじゃないですかということなんです。後から来る人に対して、非常に不公平な契約になるんです。ちゃんと第3条に利用者の条件を書いて

あるわけですから、4つも書いてあります。これ以外には無いんです。無い人を入れて、しかも登記上には農業生産法人と書いてなのに、わざわざ農業生産法人を入れているんです。そしてその後で、わざわざ取り下げさせて、農業生産法人に変えていますね。単なる屋号の問題ではないですよ。法人という名前が付いた以上、これは間違いなく1つの会社を呈しているわけですから、今、言った意味で、個人的見解はいいですから、公文書偽造の可能性は。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えします。

決して、私の個人的な意見を述べているわけではございませんので、誤解のないように、少し説明が舌足らずだったかもしれませんが、議員ご指摘の偽造じゃないかというのは、考えなかったわけではないです。おっしゃるとおりなんです、そういう論点で弁護士に臨んでも、なかなかそれは難しいだろうと、農業生産法人株式会社ベストマッシュ今帰仁と株式会社ベストマッシュ今帰仁は認識の中では同一なんです。質問している方も私も同じなんです。そういう認識があるものですから、そういう中で単に登記とは別で、実体を伴うものと、実体があるものとの契約だということであるんです。そこで屋号を冠しているか、冠してないかで別のものではない。実体としては。別のものではないんですよ。わかりやすく言いますと、東恩納寛政議員を例にとりて、非常に恐縮なんです、屋号、クワンシーヤの東恩納寛政、しかし戸籍は東恩納ヒロマサということなんです。2つは同一の人物なんです。見方を変えて、この2つが別のものだと、偽造だというのは、どう証明するのかが、私たちも苦労があるんです。これは指摘のあった論点も洗いざらい、弁護士との相談の中であるんです。これはそういうものであると、要するに登記と実体と、実体主義であるということで、どうしてもそこが超えられないんです。そこは法律を超えることができないわけですから、そこはご理解いただきたいと思います。

あえて言うと、その2つが違うものだという証明をすることは、非常に大きな困難があるんです。だから一緒なんです。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時06分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時08分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの質問に対して、山城徳男課長から補足説明をさせたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 住民課長。

○ 住民課長 山城徳男君 ただいまの答弁に対して補足をしたいと思います。これは、法律問題もいろいろありまして、それなりの原因があるからそういうことになると思いますが、ただ私が午前中にも申し上げたように、農業生産法人というのは、全く同じような答弁ではないんですが、視点を変えて、農業生産法人というのは、確かに農地法の所管でありますので、それに基づいて説明しなければならないということで、農業生産法人というのは、午前中にも申し上げたように、農事組合法人と合名会社、合資会社、合同会社、株式会社、4つの会社名が出てくるわけです。問題は頭をどうするか。農事組合法人以外については。一番法的な観点から重要なのが、会社を設立するときには、定款がございます。それから設立登記もすると、そのときに定款にも事業目的があります。確かに株式会社ベストマッシュであれ、後の農業

生産法人、経済課長が言っているような屋号を付けた農業生産法人株式会社ベストマッシュ今帰仁であれ、この事業目的が茸類の栽培、加工及び販売、そしてこれらに附帯関連する一切の事業というかたちで、ほかにありますが、こういった事業目的がはっきりうたわれていると、それから登記簿上もそれが記載されていると、その他、農業生産法人の要件としては、株式の譲渡制限に関する規定も通常の上場株式のように売買されるような株式であってはならんということから、農地・農業を守る観点から、制限を超える株式、譲渡の制限に関する規定、こういったものがしっかりと規定されていれば、実態としては農業生産法人の要件を備えているということなんです。経済課長は、これを答えたかったと思います。

そこで屋号の問題、いわゆる農業生産法人ですが、これはいろんな関連するものか調べてみると、通常、登記簿上も農事組合法人何々、合名会社何々、合資会社何々、合同会社何々、あるいは株式会社何々と表示する場合も多く、農業生産法人という商号は、いわゆる任意記載事項と、上に打ってもいいし、打たなくていいというものでは、定款で事業目的がきちんとうたわれているか。それから登記上もうたわれているか。これが一番重要で、絶対条件と言われておりますので、この件については任意記載事項となっている上に、もちろん屋号として第三者等への表示として、農業生産法人株式会社何々と名乗ること自体は問題ないとされているわけです。だから定款及び法人の登記簿謄本で、事業目的として農業生産法人の絶対的条件である農業及び農業に関連する事業であることを、この場合は、茸類の栽培、加工及び販売と、先ほどの株式の譲渡制限等、記載されているかが重要であるということで、決してこれは実体上は、農業生産法人ですので、登記上、冠を表示してなかったということで、直ちにこれが契約上、農業生産法人と表示したということで、それが偽証だということにはならないと理解しております。

そういうことで、あと1点だけ補足しますと、後に農業生産法人を付けたんじゃないかということですが、先ほどの説明のとおり、農業生産法人の冠を付することは、その実体があるわけですから、すぐ乗せることができたということでもあります。そういういろんな問題が発生したからこそ、農業生産法人という冠をベストマッシュに付けてもらったということでもあります。

そういうことで偽証罪の件は、私は問題ないと思います。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 朝も説明を聞きましたので、今の説明では、冠は要らないと、要するに農業生産法人があっても、なくても、中身が伴えばいいということですよ。村長にお尋ねします。

全協をこれまで何度もやっていますけれども、なぜこの問題が長引いたかということ、今回の合意書を書いた理由というのには、あくまでも村内を対象にして公募すべきということがあったので、11月22日に取り下げたと、ただ1つの理由だけ書いています。しかし、今、話したとおり、これだけではないわけです。農業生産法人であるか否かというのが、今までずっと議論になってきた。今、2人の課長が絶対これではないということで、それは百歩譲ります。しかし、全協の中で村長が条例違反ではないかということを確認したときに、認めている項目がありました。日付は平成23年12月13日、これは認めますか。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

平成23年12月の全員協議会で、今の件について明確に条例違反というふうには言ってないんじゃないか

と思っておりますが、その後、ずっとこれは続いているわけですね。議会でも。条例違反か否かということについては、議場の中で、これについては一貫して、条例違反ではないというふうに経済課長は答弁していると思っております。

そして最終的な結論といたしましては、最近、ずっと弁護士と調整をいたしまして、これは弁護士との調整の中での、この件について条例違反であるのか、ないのかについて、見解を条例違反ではないというふうに示しているわけであります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時16分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時17分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

ベストマッシュが条例違反をしているということについては、私は全員協議会の中で解約理由、これを文書で流しておりますので、明確に条例違反だというふうには認めておりません。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 正式な議事録ではないので、そこまで言われれば、こちらとしてはこれ以上ないんですが、その日の記録なので、嘘を書いているとは思っていないものですから、村長は忘れたかもしれませんが、一時的にも認めたんじゃないかということで、本会議では認めてないというのであれば、それはそれで議事録に残るわけですが、いずれにしても、今回の管理運営に対する条例に照らしても、我々議員の大半は、それは条例違反ではないかと、今、農事組合法人とか、いろいろあるんですが、3条に書いてあるものには、それ以外のものについては、ただ「等」ということですね。これをもってして、ベストマッシュも、農業生産法人と認めるべきだということだと思います。今議会に合意契約の和解案は出しているわけではないので、改めて出る機会の中で、これは参考になるものであります。

今の件に関してですが、第3条から第5条の中には、解約の取り消しまで書いています。もう一度、その話を続けたいんですが、今回は、今帰仁村茸生産出荷施設の設置及び管理運営に関する条例に基づいて契約並びに解約までしたというふうに書いていますので、契約はそれでいいんですが、解約の条件は何条に値するのか。11月22日に解約したという解約合意書は。当然、条例に基づいているものだと思います。これは経済課長が詳しいかと思いますが、解約の条例で何条の何項に当たりますか。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時20分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時21分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの答弁は住民課長の山城徳男課長から答弁させたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 住民課長。

○ 住民課長 山城徳男君 ただいまの質問に対して私から補足答弁をさせていただきたいと思います。

先ほど寛政議員から今回の解約については、管理条例のどの部分に基づいて行ったのかということでしたが、基本的には今回の解約については、合意解約という、一方的な解約ではない、双方の解約する意思が合致して、基本的には村から申し入れをしておりますが、それを相手方が応じて合意解約と

なったわけでありまして、条例の条項に解除の該当する部分はございません。

参考までに申し上げますと、第6条に、その他管理上、必要があると認めたとときとありますが、茸生産施設については、条例上も基本的には村が直営するのが原則であるけれども、一定の要件を満たす場合には、他者に貸し付けして運営させることができるということになっておりますので、その他管理上、必要があると認めたとときというのは、合理的な理由がある場合、そうすると先ほど申し上げたように、合理的な理由というのは、村が基本に戻って直営する場合、こういう場合を合理的な理由という解釈があるようでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 今の苦しい言い訳だと思いますが、私もこれを見たんです。6条は1から4まであります。どれにも当たらなければ、その他管理上必要があると認めたときに当たるんじゃないですか。管理上必要だからやると思うんです。理不尽なこともない、瑕疵もない、何もないんだったらこれに当たらないわけですね。でも、管理上必要があるというのは、全てに当たるはずですよ。次の契約者を探す。あるいは村民が公平に公募すべきだという管理上必要だと。これは何も無理にこじつける必要ないんですが、相手からこういうふうには損害賠償も出ている以上は、管理上に必要があると認めたときにすれば、その下のほうに前項に基づく貸付によって、利用者が被った損害については、村長はその責めを負わないと、これがあれば、今回の覚書はチャラになるんじゃないですか。そういうこじつけができるなら、もっと無理にもできると思うんです。管理上、必要があると認めるということは、すぐできるはずですよ。解約合意書に書いてあるのを見ると。向こうに瑕疵もない。災害でもない。それからこれからやることもない。しかし、この時点では、まだ工場もできてないわけですから、管理上となると、これから先の問題になりますね。

それからどっちにも当てはまらないでやる合意解約といっても、やっぱり取り消しするには、立派な理由があるはずですから、管理上、必要があるという理由があるじゃないですか。村長、いかがですか。そうすれば弁済金というのは一切負う必要もないと思いますよ。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時25分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時25分)

住民課長。

○ 住民課長 山城徳男君 こじつけとおっしゃっていましたが、そもそもを考えてみていただきたいと思います。これが条例違反でもない。正当な貸貸借、双務契約という形で双方の正当な契約を締結して、それがいきなり貸付許可の取り消しの条項、その他管理上、必要があると認めたとときということで、これを持ち出して解除の要件とするのは、少し乱暴すぎるのではないかと思います。通常、正当な契約の中で、やはり相手が債務不履行とか、契約上の問題があったときに、これは民法上もそうありますが、こちらのほうから解除権を行使できるというのが契約の正解であるというふうに私は理解しております。

そういうことで4条を持ち出して、いきなり契約しているものを、管理上、必要だから返せなんて、そうなる契約というのは、なかなか正当な契約というのは成り立たなくなるのではないかと思います。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 住民課長、覚書には、私は逆に言うと、村が相当不利益を被るような内容が書いてあると思うんです。解約に伴う損害を甲が負担すると書いていますね。1も2も3、4まで書いてあるんです。まず1が原契約上、会社設立を登記した費用、こんなのは条件として、本人が当然負うべきものでしょう。今まで応募に応じた人で、設立した人たちが請求したら全部払わないといけなくなりますか。これこそ横暴なことだと思います。

それから次の、雇用する従業員の給与。次の施設を雇用する契約、平成23年1月より、運営のために雇用する従業員1名の給与、これが平成24年の12月までです。解約は平成23年の11月にも関わらず、翌年の1カ年分まで全部補償するというふうになっています。途中で変更されていますが、こういったものに覚書に村長はそのまま押しているわけですから、どう見ても、今帰仁村が不利になるような覚書なんです。そういうものを考えたときに、何とかこういうのは止められなかったかということです。白紙の状態に戻すということは、契約自体を元に戻すということで、向こうがいくらお金かけたかということは、あまり関係ないじゃないですか。設立した登記費用まで持つというのは、非常識だと思います。これまで湧川、古宇利でも募集があったと思います。複数の募集をした会社は、全て登記したものが、そのまま応募しているんです。その人たちも請求したんですか。茸だけ例外なんですか。これは一村民として、私はとても認められる覚書ではないと思うんです。会社設立というのは、応募するために、皆さんどうぞやってくださいと、そのかわり外れたら役場が払いますよということを書いてあるんですか。私は間違っていないと思いますが、正当な答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時29分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時30分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまの答弁を住民課長から答弁させたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 住民課長。

○ 住民課長 山城徳男君 ただいまの質問にお答えしたいと思います。

非常に今のご質問については、重要なことだと私も思っております。覚書において、設立登記費用の負担とそれから代替契約者が確保できるまでの人件費ということで、覚書が交わされていたと思います。この契約は、ご承知のとおり、合意解約によって発生する。これを原状に戻すということのその範囲を定めたのが合意解約並びに覚書であります。そうすると第1点目の登記費用については、当時の実情としましては…。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時31分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時31分)

住民課長。

○ 住民課長 山城徳男君 その当時は、第2生産施設を設立するための手続きの段階において、乙のほうを前提として設立をやってきたという経緯があるわけです。これは事実として。なぜならば、村内にはその事業を担えるような事業者が、その当時においては想定されなかったということから、その前提で乙のほうに、法人であることが必要ですから、登記手続きをしたということでもありますので、合意解約にお

いては、それにかかった費用については、実費を返還補償するというような内容の意味であります。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 村長に、ぜひ、尋ねたいんですが、この中にいろんな経緯もありました。第1茸関係者から、そのまま第2茸のほうに来ておりまして、いろんな経緯があつて、第1回目の交渉では損失補償は459万9,905円、これが3回に及んで338万5,443円と、村長は安くしたから皆さんは手柄だということかもしれませんが、私は一銭たりとも払うべきじゃないと思います。

さらに、最後に書いてあります。貴村と対立する意思は毛頭なく、今後とも村当局と良好な関係を保ちながら貴村の農業の発展に貢献したいと考えています。和解の末に関わらず、今後とも末永くご指導・ご鞭撻と書いています。そういうふうを書いてあるものを、しかも338万円、どのぐらいの実害があつたから請求しているんですか。払うということでは、村長は腹を決めていると思いますが、ここのところは村の一般財源でやるべきか。あるいは村長、ないし関係者が責を負うべきか。これは十分考えるべきだと思います。当然、臨時議会に出るだろうと思いますが、2点だけ、あまり時間もありませんので。今の件です。一般財源で当然だと思うのか。それとも少しの良心の呵責もないのか。村民に350万円近くを負担させるのか。これは村長が答弁してください。どのような気持ちを持っているのか。そして何月何日頃に臨時議会として上程するおつもりなのか。この2つをぜひ聞きたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時35分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時36分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えいたします。

第2茸施設の契約解約に生じて、村の大事な一般財源が支出されるということは、非常に心苦しく思っております。今回の補償につきましては、村と乙ベストマッシュが第2施設出荷施設貸付契約の合意解約及びこれに伴う覚書契約によって発生した損失、これは原状を回復するということで実費を補償するものであり、契約上の責任としては、村が負うものであります。

なお、この場合、当該契約に当たって、故意または重大な過失がある場合は、自治法第243条の2の定めによって、職員の賠償責任が出てくるものと理解しております。しかし、この場合でも、第一義的には村が賠償責任を負い、職員に対しては、村は求償権が発生するものと考えております。またこの場合の職員には、長は含まれておらず、長に対する賠償責任、求償権は民法第715条の使用者等責任によるとされており、同法の使用者等責任も故意または重過失責任となっております。

この議案についての提案は、10月10日頃を予定しております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

(散会時刻 午後2時38分)